

大分県報

令和五年
第三九九号
四月十一日

(火曜日)

目次

告示

救急病院の認定辞退……………	一
応急入院指定病院の指定……………	一
土地改良区の定款変更認可(四件)……………	二
土地改良法による土地改良施設管理規程の変更認可……………	二
指定予定保安林……………	三
道路区域の変更……………	三
道路の供用開始……………	三
公有水面埋立ての免許……………	四
建築基準法による道路位置の指定(二件)……………	四
選挙管理委員会告示……………	四
個人演説会等を開催することができる公営施設を指定した旨の報告……………	五
公安委員会告示……………	五
少年指導委員の委嘱……………	五
公 告……………	五
都市計画図書の縦覧……………	六
競争入札参加者の資格に関する公示(三件)……………	六
一般競争入札の実施(三件)……………	九
契約者等の公示……………	一五

○告示

大分県告示第百八十七号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定により、次

の医療機関から救急病院の認定を辞退する旨の届出があった。 令和五年四月十一日		大分県知事 広 瀬 勝 貞
救急病院 ・救急診療所の別	名 称	所在地
救急病院	社会医療法人 関愛 会 佐賀関病院	大分市大字佐賀関七五〇番地八八
		令五・四・一

大分県告示第百八十八号
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条の七第一項に規定する応急入院指定病院として、次の精神科病院を指定した。
令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

精神科病院の名称	所 在 地	指 定期間
医療法人 積善会 千嶋病院	豊後高田市呉崎七三八番地一	令五・四・一から 令八・三・三二まで
医療法人 慈愛会 向井病院	別府市大字南立石二四一番地の一五	令五・四・一から 令八・三・三二まで
医療法人 哲世会 鶴見台病院	別府市大字鶴見四〇七五番地の四	令五・四・一から 令八・三・三二まで
医療法人 山本記念会 山本病院	別府市光町一四番三号	令五・四・一から 令八・三・三二まで
医療法人社団 親和会 衛藤病院	大分市大字上判田三四三三番地	令五・四・一から 令八・三・三二まで
医療法人 善慈会 大分丘の上病院	大分市大字竹中一四〇三番地	令五・四・一から 令八・三・三二まで
医療法人 同仁会 大分下郡病院	大分市大字下郡一四一〇番地	令五・四・一から 令八・三・三二まで

<p>大分県告示第百九十号</p>	<p>世利川井路土地改良区</p>	<p>大分市</p>	<p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	<p>土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。 令和五年四月十一日</p>	<p>大分市豊饒二丁目八番一号</p>	<p>令五・四・一から 令八・三・三二まで</p>
	<p>医療法人 明和会 佐藤病院</p>	<p>大分市桜ヶ丘七番六七号</p>	<p>令五・四・一から 令八・三・三二まで</p>			
	<p>医療法人 至誠会 帆秋病院</p>	<p>大分市大字大分四七七二番地の二</p>	<p>令五・四・一から 令八・三・三二まで</p>			
	<p>医療法人社団 淵野会 淵野病院</p>	<p>大分市坂ノ市中央五丁目一番二二号</p>	<p>令五・四・一から 令八・三・三二まで</p>			
	<p>医療法人社団 青樹会 リバーサイド病院</p>	<p>大分市大字宮崎六番地の三</p>	<p>令五・四・一から 令八・三・三二まで</p>			
	<p>医療法人 とよみ会 仲宗根病院</p>	<p>大分市大字小野鶴一三五三番地</p>	<p>令五・四・一から 令八・三・三二まで</p>			
	<p>医療法人 雄仁会 加藤病院</p>	<p>竹田市大字竹田一八五五番地</p>	<p>令五・四・一から 令八・三・三二まで</p>			
	<p>医療法人 向心会 大貞病院</p>	<p>中津市大字中原八番地</p>	<p>令五・四・一から 令八・三・三二まで</p>			
	<p>医療法人 起愛会 宇佐病院</p>	<p>宇佐市大字南宇佐一六五五番地</p>	<p>令五・四・一から 令八・三・三二まで</p>			
	<p>大分県立病院 精神医療センター</p>	<p>大分市豊饒二丁目八番一号</p>	<p>令五・四・一から 令八・三・三二まで</p>			
<p>大分県告示第百八十九号</p>	<p>土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。 令和五年四月十一日</p>	<p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	<p>昭和井路土地改良区</p>	<p>大分市</p>	<p>令五・三・二八</p>	
<p>大分県告示第百九十二号</p>	<p>土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。 令和五年四月十一日</p>	<p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	<p>昭和井路土地改良区</p>	<p>大分市</p>	<p>令五・三・二八</p>	
<p>大分県告示第百九十三号</p>	<p>土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第三項の規定により、次のとおり土地改良施設管理規程変更を認可した。</p>	<p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	<p>日田市土地改良区</p>	<p>日田市</p>	<p>令五・三・二八</p>	
<p>大分県告示第百九十一号</p>	<p>土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。 令和五年四月十一日</p>	<p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	<p>土地改良区名</p>	<p>所在地</p>	<p>認可年月日</p>	
<p>土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。 令和五年四月十一日</p>	<p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	<p>土地改良区名</p>	<p>所在地</p>	<p>認可年月日</p>		
<p>土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。 令和五年四月十一日</p>	<p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	<p>土地改良区名</p>	<p>所在地</p>	<p>認可年月日</p>		

令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 認可の年月日

令和五年三月二十八日

二 認可を受けた土地改良区の所在地及び名称

宇佐市大字閣四百三十七番地

宇佐土地改良区

三 土地改良施設の名称

広瀬頭首工

四 管理規程の概要

1 貯水、放流又は取水に関する事項

2 点検及び整備に関する事項

3 緊急事態における措置に関する事項

4 その他必要な事項

大分県告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

別府市大字野田字通り山七五番、七六番、字久保田八〇番二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年四月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
------------	-----	---------	-------	-----

県道四浦日代線	津久見市大字四浦字鳩浦一五三五番二から津久見市大字四浦字鳩浦一五〇二番三まで	前	メートル 一・二・六 七・七	メートル 二〇〇・〇
		後	二五・二 一五・五	二〇〇・〇

大分県告示第百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年四月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道四浦日代線	津久見市大字四浦字鳩浦一五三五番二から津久見市大字四浦字鳩浦一五〇二番三まで	令五・四・一一

大分県告示第百九十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 免許の年月日

令和五年四月十一日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

杵築市大字片野字三月田一一五〇番三二二に接する無番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成十三年一月二十六日付け大分県指令港第七百二十五号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・プラス二・〇メートルにより決定)により囲まれた区域

①の地点 国土地理院四等三角点「高須」(北緯三三度二四分〇二秒四三八〇、東経一三二度三三分〇〇秒七三五九)から六一度〇八分一三秒五三九・八二メートルの地点

②の地点 ①の地点から三五九度五三分五九秒一・一四メートルの地点

③の地点 ②の地点から八九度五三分四五秒二・二〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三五九度五四分五六秒一九八・八三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から八九度五四分五八秒八・二〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一七九度五四分五六秒一九九・九七メートルの地点

3 面積

一、六四二・二八平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

杵築市大字片野字三月田一一五〇番三二二に接する無番地の地内及び同地先の公有水

面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とFの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 国土地理院四等三角点「高須」(北緯三三度二四分〇二秒四三八〇、東経一三二度三三分〇〇秒七三五九)から六〇度五九分四七秒五一六・六八メートルの地点

Bの地点 Aの地点から三五九度五四分五六秒二三〇・〇〇メートルの地点

Cの地点 Bの地点から八九度五四分四七秒一四八・二三メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一七九度五四分五五秒二二〇・〇〇メートルの地点

Eの地点 Dの地点から二六九度五四分四七秒九八・二三メートルの地点

Fの地点 Eの地点から一七九度五四分五一秒一〇・〇〇メートルの地点

3 面積

三三、一〇九・八四平方メートル

五 埋立地の用途

小型船だまりふ頭用地

大分県告示第百九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
別第四一二 号	速水郡日出町大字豊岡字地 口田三三四五番一	令五・三・八	六・五〇 メートル 六・〇〇	七二・一七 メートル

大分県告示第百九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和五年四月十一日

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
大土第四一 二号	由布市湯布院町川南字屋敷 三一〇番四、三一〇番五及 び三一三番四並びに字下ノ 田三三四番五及び三三六番 二三並びに三三六番二三地 先里道及び三三四番五地先 水路	令五・三・二三	メートル 六・四〇 〇四・一〇	メートル 七〇・三五

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、個人演説会等を開催することができる公営施設として、次の施設を指定した旨大分市選挙管理委員会から報告があった。

令和五年四月十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊 廣

施設の名称	所在地	施設の管理者	施設		指定年月日
			面積	収容可能人員	
旧大分市立中島小学校	大分市中島西二丁目一番五二号	大分市長	八八六平方メートル	七二〇人	令五・三・二二

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。
令和5年4月11日

氏名	連絡先	若	本	光	生
村山和明	大分県公安委員会委員長	若	本	光	生
工藤 尊賀	大分市荷揚町5番6号 大分中央警察署		大分中央警察署の管轄区域		
日名子 啓二					
三重野 桂司					
矢野 公博	大分市大字鶴崎2200番地の8 大分東警察署		大分東警察署の管轄区域		
大塚 昭治					
安東 哲也	大分市大字横瀬2212番地1 大分南警察署		大分南警察署の管轄区域		
道藤 昂史					
堀 敏章	別府市田の湯町13番13号 別府警察署		別府警察署の管轄区域		
大銀治 光子					
手島 清典					
平山 正典					
井門 裕司	速見郡日出町大字藤原字友田2277番地2 杵築日出警察署		杵築日出警察署の管轄区域		
高倉 伸介					
平川 信哉					
帯刀 志朗					
岩光 侃侃	国東市国東町安国寺5番地 国東警察署		国東警察署の管轄区域		
後藤 敬					
岡部 俊憲	豊後高田市是永町32番地1 豊後高田警察署		豊後高田警察署の管轄区域		
森若 新平					
南 幸夫					
池田 和哉	宇佐市大字上田1010番地の1 宇佐警察署		宇佐警察署の管轄区域		

角 信			
岡 嶋 都	中津市中央町一丁目2番10号	中津警察署	中津警察署の管轄区域
中 山 博 光			
鍋 島 政 規			
佐 藤 佳 美	玖珠郡玖珠町大字塚脇467番地	玖珠警察署	玖珠警察署の管轄区域
相 良 和 敏			
宮 崎 洋	日田市田島二丁目8番1号	日田警察署	日田警察署の管轄区域
川 述 喜 巳			
渡 辺 成 道			
服 部 眞 二	竹田市大字拜田原221番地	竹田警察署	竹田警察署の管轄区域
後 藤 建 一			
引 田 正 信	豊後大野市三重町内田1196番地	豊後大野警察署	豊後大野警察署の管轄区域
東 大 道			
古 良 一 男			
後 藤 孫 一	佐伯市大字鶴堂2825番地4	佐伯警察署	佐伯警察署の管轄区域
小 川 忠 重			
篠 崎 公 亮			
上 杉 次 郎	臼杵市大字臼杵72番地の61	臼杵津久見警察署	臼杵津久見警察署の管轄区域
三重野 猛 志			
若 林 敬 子			

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい

て準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

佐伯都市計画道路 三・六・十四号 馬場常盤線（佐伯市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類

大分県教育委員会ヘルプデスク運営業務委託（長期継続契約）

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の

全部又は一部を継承した者を除く。)

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

- (一) 営業年数(基準日までの営業年数をいう。)
- (二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度) (以下「基準年度」という。)の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

- (1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)
- (2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)
- (四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法
県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

令和五年四月十一日から同月二十八日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/shikaku2022.html>
六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書(資格の変更届を含む。)及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類

大分県教育委員会システム等運用保守業務委託(長期継続契約)

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九

条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を継承した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

令和五年四月十一日から同月二十八日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/sosniki/201100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書（資格の変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和五年四月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察データ連携サーバ等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権

を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七一五〇六一二九五七

3 申請の時期

令和五年四月十一日から同年五月一日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（同年七月に申請受付）を行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公示する。

<p>令和5年4月11日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする特定役務の種類 大分県教育委員会システム等運用保守業務委託（長期継続契約）</p> <p>(2) 契約期間 令和5年6月1日から令和7年5月31日まで（24か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者（大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示（令和4年大分県告示第519号）附則第4項の規定により入札参加資格を取得したとみなされる者を含む。）であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ</p>	<p>れる関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>3 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続 競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和5年4月11日（火）から同月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県教育庁教育デジタル改革室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 電話 097-506-5441 FAX 097-506-1831 MAIL a31070@pref.oita.lg.jp</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r5systemoperationandmaintenance.html</p> <p>(2) 日時 令和5年4月11日（火）から同年5月23日（火）までの午前9時から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 5に同じ。</p> <p>7 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語</p>
--	--

<p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出日時</p> <p>(1) 提出場所 大分県庁舎新館13階 131会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>(2) 提出日時 令和5年5月24日(水) 午前10時00分 ただし、郵送の場合は同月23日(火) 午後5時必着で4の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎新館13階 131会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>(2) 日 時 令和5年5月24日(水) 午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時において行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号) 第20条第3項第2号の規定により免除とする。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除とする。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p>	
<p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) 落札しない場合は、再度入札を2回まで行う。</p> <p>(4) 3回の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移行する。</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この調達、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) The name of contract matter Oita Prefectural Board of Education system operation and maintenance outsourcing</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 24 May, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice Oita Prefectural Board of Education Education Digital Reform Office Oita prefectural government building annex 7F, 3-10-1, Funaiichou, Oita City 870-8503 Japan Tel 097-506-5441</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和5年4月11日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする特定役務の種類 大分県教育委員会ヘルプデスク運営業務委託(長期継続契約)</p> <p>(2) 契約期間 令和5年6月1日から令和7年5月31日まで(24ヵ月)</p>	

<p>(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者（大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示（令和4年大分県告示第519号）附則第4項の規定により入札参加資格を取得したとみなされる者を含む。）であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札までの間に於いて、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(5) 入札日以前の3年間において、国又は地方公共団体においてヘルプデスクの運営経験を有する者</p> <p>3 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p>	<p>(1) 申請の時期</p> <p>令和5年4月11日（火）から同月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>電話 097-506-2965</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県教育庁教育デジタル改革室</p> <p>〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階</p> <p>電話 097-506-5441</p> <p>FAX 097-506-1831</p> <p>MAIL a31070@pref.oita.lg.jp</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r5education-helpdeskoperationandmaintenance.html</p> <p>(2) 日時 令和5年4月11日（火）から同年5月23日（火）までの午前9時から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時</p> <p>5に同じ。</p> <p>7 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出日時</p> <p>(1) 提出場所 大分県庁舎新館13階 131会議室</p> <p>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>(2) 提出日時 令和5年5月24日（水）午前9時30分</p>
--	---

ただし、郵送の場合は同月23日（火）午後5時必着で4の部局まで提出すること。

9 開札の場所及び日時等

- (1) 開札場所 大分県庁舎新館13階 131会議室
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
- (2) 日 時 令和5年5月24日（水）午前9時30分
- (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時において行うものとする。

10 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により免除とする。

11 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除とする。

12 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

13 最低制限価格に関する事項

設定しない。

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札しない場合は、再度入札を2回まで行う。
- (4) 3回の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移

行する。

15 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けらる。
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。
- (3) その他の詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of contract matter
Oita Prefectural Board of Education Help Desk Operation Contract
- (2) Time limit for tender
9:30 a.m.24 May.2023
- (3) Contact point for the notice
Oita Prefectural Board of Education Education Digital Reform Office
Oita prefectural government building annex 7F,3-10-1, Funaiichou, Oita City
870-8503 Japan Tel 097-506-5441

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年4月11日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類
大分県警察タータ連携サーバ等賃貸借契約
 - (2) 借入期間
令和6年3月1日から令和11年2月28日まで（60か月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (3) 納入期限
令和6年2月29日
 - (4) 納入場所
大分県警察本部警務部情報管理課
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加するに必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) この公告の日から7の(2)に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - ク 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和5年5月26日（金）午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、承認を受けた者
- 3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 申請の時期
令和5年4月11日から同年5月1日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入

札に間に合わない場合がある。

- (2) 申請書類の入手場所
大分県ホームページ（<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>）より申請書類をダウンロードし、又は(3)に掲げる場所において交付を受けること。
- (3) 申請書類の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957
- 4 契約条項を示す場所及び日時
 - (1) 場所
大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2434
 - (2) 日時
令和5年4月11日から同年5月22日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (1) 使用言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 6 入札書の提出場所及び提出期限
 - (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 提出期限 令和5年6月19日（月）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月16日（金）午後5時45分までに必着すること。
- 7 競争入札及び開札の場所及び日時等
 - (1) 場所 大分県庁舎新館10階 会議室
 - (2) 日時 令和5年6月19日（月）午前10時
 - (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。
- 8 入札保証金に関する事項
免除する。
- 9 契約保証金に関する事項

<p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所</p> <p>4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時</p> <p>4の(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263</p> <p>15 特約事項</p>	<p>この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他</p> <p>(1) 2の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Oita Prefectural Police Data linkage server and others complete</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 19 June 2023</p> <p>(3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり契約者等について公示する。</p> <p>令和五年四月十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 随意契約に係る物品等の名称及び数量</p> <p>大分県警察本部庁舎別館ほか十三施設で使用する電気</p> <p>二百八十六万六千六百三十三キログワットアワー</p> <p>二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>大分県警察本部警務部会計課</p> <p>大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>三 随意契約の相手方を決定した日</p> <p>令和五年一月三十日</p> <p>四 随意契約の相手方の氏名及び住所</p> <p>九州電力株式会社大分営業センター センター長 服 部 剛</p>
---	--

大分市金池町二丁目三番四号
随意契約に係る契約金額

五 基本料金、日本卸電力取引所のスポット市場価格（九州エリアプライス）を基に算定した電力量料金（離島ユニバーサルサービス調整額を含む。）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当